

別表（帯広市告示第 162 号）

| | | | |
|---|--------------------------|---|--|
| 1 | 工事番号 | 3 | |
| 2 | 工事概要 | 工事名 | 以平農業センター体育館解体工事 |
| | | 工事場所 | 以平町西8線12番地6 |
| | | 工事内容 | 構造・規模：木造・平屋建、延床面積：231.10㎡(渡り廊下一部1.75㎡、仮設便所0.80㎡含む)、工事概要：農業センター体育館、附属施設の解体及び撤去、解体後、体育館取合い部分渡り廊下外壁一部新設 |
| | | 工期 | 契約締結日の翌日(翌日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、翌開庁日)から 令和8年11月4日まで |
| 3 | 予定価格 | (消費税込み額) | 26,763,000 円 |
| 4 | 発注方式 | | 単体施工 |
| 5 | 参加資格要件 | 工種 | 建築一式工事 |
| | | 等級 | A等級またはB等級 |
| | | 所在地 | 帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。 |
| | | 施工実績 ※平成23年4月1日以降に 工事が完成、引渡し済 んでいるもの。(共同企 業体で施工した工事を 実績としようとする ときは、当該共同企 業体の構成員として 出資比率が20% 以上の場合に限 る。) | 公共建築物に係る以下の条件に該当する元請としての実績があること。 面積：施工床面積100㎡以上 種別：解体又は解体を伴う新築、増築、改築又は改修 |
| | | 技術者 | 告示文を参照のこと。 |
| | 当該工事に係る設計 業務等の受託者 | 有限会社福井設計 | |
| 6 | 入札参加意思 の確認 | 入札参加意思表明書 | 提出が必要 |
| 7 | 入札参加資格 申請のその他 必要書類 | 特定建設工事共同企 業体協定書 | 提出を要しない |
| | | 配置予定技術者 経歴書 | 提出を要しない |
| | | 同種又は類似工事施 工実績書 | 提出が必要（入札後、最低価格入札者のみ） |
| 8 | 入札書以外の 指定書類 | 工事費内訳書 | 提出が必要 |

| | | | |
|----|--|--------|---|
| 9 | 落札者の決定方法 | | 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。この場合、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 |
| 10 | 契約締結に関する事項 | 契約締結期限 | 落札決定の通知を受けた日から7日後（7日後が土曜日、日曜日又は休日の場合は翌開庁日）まで。 期限までに契約を締結しないときは、落札を取り消す。 |
| | | 契約保証金 | 納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。） |
| 11 | 前払金、中間前払金及び部分払 | 前払金 | 契約金額が250万円以上の工事については、請求により支払限度額の4/10の範囲において前金払をする。 |
| | | 中間前払金 | 契約金額が250万円以上かつ工期が90日以上かつ工期が定める要件を満たす場合には、請求により前金払に加え工事代金の2/10の範囲において追加的に前払いすることができる。ただし、部分払との併用はできない。 |
| | | 部分払 | 契約金額が1,000万円以上の工事については、出来形部分の工事金額500万円を超えるごとに部分検査を行い、その9/10以内に相当する金額の部分払をすることができる。ただし、部分払は2回を限度とする。 |
| 12 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に規定する対象工事 | | 対象工事である。 |
| 13 | 注意事項 | | (1) 告示本文及び入札説明書を参照のこと。 (2) 設計図書はホームページ上からダウンロードできる。 (3) 本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」の対象工事である。 (4) 本工事は石綿作業主任者の選任を要する工事である。詳細は設計図書を確認のこと。 (5) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。 |
| 14 | 施工担当課 | | 住宅営繕課 |